

白河市立中学校部活動の在り方に関する方針（概要版）

白河市教育委員会

本市では平成30年9月に「白河市立中学校運動部活動のあり方に関する方針」を策定し、子どもたちの健やかな成長と教職員の労働環境を見直すために運用してまいりました。この度、更なる見直しを図り、一部を改定するとともに運動部活動と文化部活動を区別するものではないことから、「白河市立中学校部活動のあり方に関する方針」としたところです。

各学校では以下に示した内容を遵守し、子どもたちの技術や体力の向上を目指して取り組んでまいります。保護者の皆様におかれましては、本方針の趣旨をご理解いただき、お子様と学校、顧問教員等に対し、温かなご支援をお願いいたします。

なお、本方針は、小学校特設課外活動においても準用します。

1 本市における部活動等でめざす姿

- 児童生徒の個性の伸長を図るとともに、自主性や協調性、責任感、連帯感などを育む部活動等をめざします。
- 児童生徒及び教職員のワーク・ライフ・バランスを実現する部活動等をめざします。



2 休養日の設定

- 平日週1日以上及び土日いずれかの週2日以上 of 休養日を設定します。
- 土日連続しての練習試合は行いません。
- 大会等（遠征・合宿を含む）のため、土日に連続して活動した場合、原則として翌、月曜日を休養日とし、通常の平日の休養日と合わせて、計2日間の休養日を設定します。
※ 「遠征」とは、宿泊を伴う練習試合や大会をさします。
- 学校閉庁日（お盆期間、年末年始）は必ず休養日とします。
- 長期休業中の土日は原則として休養日としますが、やむを得ず活動する場合、週の活動日数は5日間以内とします。



3 活動時間の設定

- 平日2時間以内、休日3時間以内とし、平日18：30までには完全下校となります。
- 土日のどちらか1日に3時間を越えて活動を行うことはできますが、その場合は、通常の平日の休養日の他、翌週の平日に1日、計2日間の休養日を設定します。
- 朝の練習は原則行わないこととします。行うことができるのは、特設部における限られた期間のみとし、校長の承認を得るものとします。
- 長期休業中の活動時間は3時間以内とします。